

# 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会 九州支部規程

2010年6月18日制定  
2013年5月17日改訂  
2023年11月15日改訂

## (名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（以下本会という）九州支部（以下支部という）という。

## (事務所)

第2条 支部は、その事務所を福岡市に置く。

2 必要な場合、支部役員会の議決を経て、理事会の承認を得、支所を置くことができる。また支所の廃止の場合も同様とする。

## (地域・構成)

第3条 支部の地域は次の通りであって、この地域に在住又は在職する本会の会員をもって構成する。

福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、  
沖縄県

2 どの支部の地域にも規定されていない地域に、在住又は在職する会員については、その会員にとっての利便性を優先して、構成する支部を決定する。

## (目的)

第4条 支部は、本会定款に規定する目的および事業に準拠し、活動を行う事を目的とする。

## (役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 2名以内

幹 事 3名以上15名以内（支部長、副支部長を含む）

監 査 2名以内

(役員の選任)

第6条 支部役員は、支部地域在住又は在職の正会員（個人）のうちから、支部総会において選任する。

- 2 支部長及び副支部長は、支部役員会において互選する。
- 3 監査は他の役員を兼ねることができない
- 4 支部役員選任規則は別に定める。

(役員の職務)

第7条 支部長は支部を代表し、支部の活動を掌握する。また、支部総会及び支部役員会を召集しその議長となる。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときには、支部役員会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 幹事は支部役員会を通じて、支部を運営するとともに、支部長の指名により分担して支部の活動を遂行する。
- 4 監査は、支部の経理ならびに活動執行状況を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後又は辞任後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第9条 役員が次の各号に該当するときは、支部総会において出席総会員の三分の二以上の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の疾患により職務遂行が困難と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として不適当な行為があると認められるとき。

(役員の補選)

第10条 役員に欠員を生じ、支部役員会で必要と認めたときは、支部役員会にて選任することができる。

- 2 補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第1 1条 支部に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は支部役員会の推薦により、支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(支部総会)

第1 2条 通常支部総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に支部長が招集する。

- 2 臨時支部総会は、支部役員会が必要と認めたとき、または地域在住又は在職正会員の5分の1以上から理由を付して請求があったとき、又は監査から請求があつたときを開催する。
- 3 支部総会の開催に必要な定足数は、地域在住又は在職正会員の5分の1とする。ただし、委任状を含む。
- 4 支部総会の議決に必要な数は支部総会出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。

(支部役員会)

第1 3条 支部役員会は支部の役員をもって構成し、支部の活動を評議決定する。

- 2 支部役員会は、役員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。
- 3 支部役員会の議決に必要な数は支部役員会出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。

(事務局長及び職員)

第1 4条 支部の事務を処理するために、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 事務局長は支部長が任命し、事務全般を掌握する。

(経費支弁)

第1 5条 支部の経費は、本部からの支部交付金、及び支部事業から生ずる収入等でこれを支弁する。

(事業年度)

第1 6条 支部の事業年度は本会と同一とする。

(経理の承認)

第17条 支部の経理は、支部役員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならぬ。

(支部委員会)

第18条 支部が、運営ならびに目的達成のため支部委員会を設ける場合には、支部役員会の議を経て設置し、支部長から委員を委嘱する。また支部委員会の廃止および委員解職の場合も同様とする。

(規程の変更)

第19条 支部規程を変更しようとするときは、支部役員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

(準用)

第20条 この規程に定めのない事項については、本会の定款及び諸規則等を準用し、定款に特別の定めがない場合には、支部総会の議決によって決定することができる。

(施行)

第21条 この規程は、2013年4月1日に遡り実施する。